2027年4月からの外国人留学生の授業料改定と支援の拡充・強化について①

1. 授業料改定の内容

- 2027年4月以降の学士課程入学者および大学院博士前期2年の課程・修士に入学する外国人留学生※より、授業料を改定
- 2026年度までに学士課程、大学院前期課程等に在籍する外国人留学生の授業料については、課程在学中は変更無し
- 国内外における各分野の研究を先導する国際卓越研究大学としての本学使命に鑑み、後期3年の課程・博士課程等の授業料は据え置き

※出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう

課程	現行	改定後	改定時期
学士課程	535, 800円	900, 000円	2027年4月 入学者から適用
大学院 前期2年の課程・修士課程	535, 800円	900, 000円	2027年4月 入学者から適用
専門職学位課程 公共政策大学院 会計専門職大学院 法科大学院	535, 800円 589, 300円 804, 000円	–	改定せず
大学院 後期3年の課程・博士課程	535, 800円	–	改定せず

2027年4月からの外国人留学生の授業料改定と支援の拡充・強化について②

2. 授業料改定分の使途

- 授業料改定による増収分は、受入れ環境のさらなる充実を図るため、外国人留学生に対する魅力的な教育・研究・生活環境の整備や各種支援策の拡充・強化に充当

受入れ環境整備や支援の拡充・強化（2027年度以降）
● 国際サポートセンターにおける支援強化
● メンタリング／カウンセラー／ヘルスケアの充実
● 留学生教育支援体制強化
● 国内就職・定着促進

3. 優秀な外国人留学生に対する奨学金の新設

- 改定後の授業料適用者を対象とした新たな奨学金を自己財源により創設